

質問への回答

整理番号	質問票 受付日	資料名 該当部分	質問事項	回答
1	R8. 7. 16	実施要領 Ⅱ応募要領 1 応募書類の提出等に関する事項 (1) 提出書類、提出部数、提出期限	企画提案書（様式 3 号）は、紙媒体は必須ではなく、電子メールによるデータのみでの提出（1 部）で差し支えないという認識でよいか。 また、データのみでの提出と紙媒体 5 部での提出とで、審査・評価上の有利不利が生じることはないか。	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、データのみでの提出と紙媒体での提出とで審査・評価上の有利不利が生じることはございません。
2	R8. 7. 16	実施要領 Ⅱ応募要領 3 審査及び結果の通知 (6)	オンラインでのプレゼンテーションにあたり、提案者側で画面共有（資料投影）を行いながら説明する形式を想定しているか。その場合、モニター等は委託者で用意するのか。	オンラインでのプレゼンテーションについて、提案者側での画面共有を行いながら説明する形式を想定しております。 モニター等につきましては県で用意いたします。
3	R8. 7. 16	実施要領 Ⅱ応募要領 3 審査及び結果の通知 (6)	提出済みの企画提案書と内容・提案項目は一切変更・追加せず、プレゼンテーション用に見せ方（レイアウト）のみを変更した資料を別途使用することは可能か。	可能です。
4	R8. 7. 16	実施要領 Ⅱ応募要領 3 審査及び結果の通知 (6)	プレゼンテーションの中で、メタバース空間のデモ画面等を実際に操作・表示して説明することは可能か。	可能です。
5	R8. 7. 16	実施要領 Ⅲ企画提案書作成要領 (2)	企画提案書の本文について、文字サイズに指定はあるか。（画像内の文字は除く）	指定はありませんが、原則 10.5 ポイント以上の読みやすい大きさとしてください。
6	R8. 7. 16	実施要領 Ⅲ企画提案書作成要領 (4)	「図表等を使用する場合にあつて説明上やむを得ない場合、A 3 判の大きさの用紙の使用も可とする」とあるが、その際のページ数のカウント方法についてご教示いただきたい。具体的には、A 3 判用紙 1 枚を使用した場合、ページ数は・A 3 判 1 枚＝1 ページとしてカウントする・A 3 判 1 枚＝A 4 判 2 ページ分としてカウントするいずれの取扱いとなるか。	A 3 判の大きさの用紙であっても、1 枚 1 ページとしてカウントします。

7	R8.7.16	基本仕様書 本文 8 業務報告書の 作成 (2) 別紙 9 その他 (2) 事業報告	現時点で想定している KPI はあるか。 (述べ参加人数やアクセス数など)	現時点で、参加者数 100 名程度を想定しております。
8	R8.7.16	基本仕様書 別紙 6 周知用資料の 作成に関する こと (1) 広報用画像データの作成	「メタバース合同企業説明会の周知に用いる広報用画像データを作成すること。」とあるが、これはいわゆる「チラシ」を指すものか。	A 4 で印刷した際、いわゆるチラシとしてそのまま使用できる画像データを想定しています。 ただし、PDF 等によるデータの作成及び提出のみを求めるものであり、印刷・製本・配布等は不要です。
9	R8.7.16	基本仕様書 別紙 6 周知用資料の 作成に関する こと (1) 広報用画像データの作成	「広報用画像データの作成」について、印刷及び製本・配布は委託業務の範囲に含まれるか、それともデータ納品（PDF データ、入稿用データの作成）のみを想定しているか。	PDF 等によるデータの作成及び提出のみを求めるものであり、印刷・製本・配布等は不要です。
10	R8.7.16	基本仕様書 別紙 6 周知用資料の 作成に関する こと (1) 広報用画像データの作成	印刷を想定する場合、A 4 判両面（チラシ想定）に加え、ポスター（A 3 判等）の作成も必要か。必要な場合、それぞれ別データとしての納品が必須か、また想定部数もあわせてご教示いただきたい。	広報用画像データについて、受託者による印刷は想定しておりません。 また、ポスターの作成も不要です。
11	R8.7.21	実施要領 Ⅰ 業務概要 6 公募型プロポーザルに参加する者の必要な要件 Ⅱ 応募要領 1 応募書類の提出等に関する事項	複数の事業者により構成する共同事業体（コンソーシアム）として参加することは可能か。可能な場合、参加申込書・誓約書等の提出書類は代表事業者のみの提出でよいのか、構成員全員分の提出が必要となるか。	共同事業体としての参加も可能です。その場合の必要資格、提出書類等は公募型プロポーザル実施要領（7 月 23 日更新）を御確認ください。
12	R8.7.21	基本仕様書 4 メタバース合	貴県ホームページで公表済みの質問への回答（整理番号 7）において、参加者数	本事業は今年度が初めての開催となります。

		同企業説明会の概要	100 名程度を想定している旨、承知した。 関連して、本事業は今年度が初めての開催か。 メタバース又はオンライン形式による類似の過年度事業がある場合には、その出展企業数・参加者数等の実績をご教示いただきたい。	
13	R8. 7. 21	基本仕様書別紙 2 メタバース空間作成に関する業務 (19) 4 出展企業のサポートに関すること (1)	企業ブースに掲載する素材（ロゴ、動画、画像、資料等）は出展企業から提供を受け、受託者は共通デザインのブースへの設置・調整及びその支援を行う、という理解でよいか。ブースごとに個別の空間デザインの制作までは要しない理解でよいか。	お見込みのとおり、企業ブースごとに個別の空間デザインを制作することは想定していません。 ただし、企業から個別ブースの作成等において質問や支援要請があった場合は、適切に対応してください。
14	R8. 7. 21	基本仕様書別紙 3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること (1) 人員配置 9 その他 (3) 再委託の禁止	単体で参加する場合、基本仕様書別紙 3（1）に定める実務経験・実務実績を満たす従事者として、協力会社に所属する者又は個人事業主を本業務の従事者として配置することは可能か。 可能な場合、当該配置は再委託の事前承認の対象となるか、また提案段階では企画提案書の実施体制への明記をもって足り、承認手続きは契約締結時に行う理解でよいか。	実務経験・実務実績を満たす従事者については、原則として受託者の直接雇用又はそれに準ずる管理下にある者を配置することを想定しています。 そのため、協力会社に所属する者又は個人事業主を従事者として配置する場合は、当該者との契約関係、指揮命令系統、業務遂行方法等について提案書へ明記してください。 具体的な手続きは、契約締結時に県と協議の上、必要な手続を行うものとします。
15	R8. 7. 21	基本仕様書別紙 3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること (1) 人員配置 ②実務実績	「メタバース空間内で出展企業 75 社以上かつ参加者 100 人以上の規模の合同企業説明会や展示会を企画運営した実績」は、単一のイベントにおける実績を指すものか。 また、「展示会」には合同企業説明会以外のメタバースイベント（商談会、物産展等）も含まれるものと理解してよいか。	前段について、単一のイベントにおける実績を想定しています。 後段について、お見込みのとおりです。
16	R8. 7. 21	基本仕様書別紙	事前説明会の実施回数・形式（オンライン開催の可否）について県の想定があれば	事前説明会については、2 回程度の実施及びオンライン開催

		4 出展企業のサポートに関する事	ご教示いただきたい。	を想定しておりましたが、全ての参加企業に必要な情報を確実に提供できるようであれば、実施回数及び実施方法は問いませんので、提案において御提案ください。
17	R8. 7. 21	基本仕様書 別紙 5 参加者の受付 およびサポートに関する事 と (1) 参加者の受付 に関する事 6 周知用資料の 作成に関する 事 こと (3) 特設サイトの 作成	参加者の事前受付に用いる申込フォーム等の受付の仕組みは、特設サイトと併せて受託者が用意するものと理解してよい。また、特設サイトのサーバ・ドメインは受託者側で用意する想定か。	お見込みのとおりです。 特設サイトのサーバ・ドメインは受託者側で用意する想定です。
18	R8. 7. 21	事業全般	本事業は次年度以降も継続実施を予定しているか。	次年度以降の実施については、現時点で未定です。
19	R8. 7. 21	事業全般	公表済みの質問への回答（整理番号7）で示された参加者数 100 名程度に加え、本事業の成果として特に重視される指標（ブース訪問数、企業との面談数、事後の応募・採用状況等）はあるか。	「特に重視する指標」については具体的にお示ししませんが、事業目的に照らし、効果的な企画をご提案くださいますようお願いいたします。
20	R8. 7. 21	事業全般	県が対面で開催する合同企業説明会において、参加者の回遊状況（訪問ブース数の偏り等）や運営面で課題と感じている点があればご教示いただきたい。	業種や地域による、参加者の訪問ブースの偏りが課題になると考えています。
21	R8. 7. 23	基本仕様書 9 特記事項 (2) (4)	「業務にあたっての資料及び成果品は、全て委託者に帰属する」（同（2））及び「本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属する」（同（4））とあるが、委託者に帰属する対象は、本業務において新たに制作する成果物（企業ブース等の空間デザイン、広報用画像データ、特設サイト、各種マニュアル等）を指すものであり、受託者が本業務以前から保有するメタバースプラットフォーム自体及びその基盤技術、並びに汎用的に	お見込みのとおりです。

			提供される既製のパッケージ・購入済みアセット等に係る知的財産権は、引き続き受託者又は原権利者に帰属するという理解でよい。	
22	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 1 メタバース空間の仕様について (2) 動作環境	「アプリ不要のブラウザ（Google Chrome / Firefox / Safari）で動作するものであり、PC（Windows / Mac）・スマートフォン（Android / iOS）・タブレットのいずれの環境でも不具合なく動作すること」とあるが、指定された全てのブラウザと全ての OS の全ての組合せでの動作が必須要件か。	本要件は、想定される一般的な利用環境において不具合なく動作することを求める趣旨であり、必ずしも全ての組合せでの動作保証を必須とするものではありません。
23	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 1 メタバース空間の仕様について (4) 同時アクセス等	別紙 1（4）に「常時アクセス数や同時接続数などが本イベントを実施するにあたり不足がないこと」とあり、また公表済みの質問への回答（整理番号 7）で参加者数 100 名程度を想定とある。 当該 100 名程度は、開催期間を通じた延べ参加者数を指すものか、あるいは同一時点における同時接続（ピーク時の同時参加者数）の想定値を指すものかご教示いただきたい。	参加者数 100 名程度とは、当該イベント開催期間の実人数を示すものです。
24	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 2 メタバース空間作成に関する業務 (14)	「企業及び参加者が、メタバース全体及び各エリアの現在人数を確認できる機能を備えること。なお、表示方法はメタバース内に限定せず、別ページでの確認でも可とする。」とあるが、現在人数の確認は参加者及び出展企業の双方が確認できることが必須か。それとも運営（管理者）が確認できれば足りるか。また、リアルタイムでの表示が必須か、準リアルタイム（一定間隔での更新）による確認でも差し支えないか、ご教示いただきたい。	現在人数の確認について、参加者及び出展企業の双方が確認できる機能を必須とします。 表示については厳密なリアルタイムである必要はありませんが、参加者等が現在の人数状況を適切に把握できるような更新間隔としてください。
25	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 2 メタバース空間作成に関する業務 (21)	「開催後、契約終了日まではメタバース空間を公開し自由に閲覧できる状態にすること」とあるが、当該期間中に求められるのは、参加者がアバターで入室し当日と同等の機能を利用できる状態を維持することか、それとも空間の内容を閲覧できる状態（静的な公開）で足りるか。 また、当該期間中における運営・サポー	当該期間中については、必ずしも開催当日と同等の機能を利用できる状態を求めるものではありませんが、メタバース空間内の各コンテンツを自由に閲覧できる状態としてください。 また、当該期間中における運営・サポート体制についても、

			ト体制の配置の要否についてもご教示いただきたい。	開催当日と同等とする必要はありませんが、委託者からの問い合わせに対し、迅速かつ適切に対応できるようにしてください。
26	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること (1) 人員配置	「受託者の事務所等に専属の担当者を置くこと」とあるが、「専属の担当者」とは、本業務に専従し他の業務を兼務しない者を配置することを求めるものか。それとも、本業務に関する委託者との連絡調整の窓口として担当者を指定すること（他業務との兼務は妨げないもの）を求めるものか。	「専属の担当者」とは、本業務を適切に遂行できる体制として担当者を置くことを求める趣旨です。 原則として本業務に専属することを想定していますが、必ずしも委託期間の全てにおいて他業務との兼務を一切認めないものではありません。 ただし、本業務の遂行に支障が生じないように、委託者との連絡調整を適切かつ確実に実行する体制を確保してください。
27	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること (1) 人員配置 ②実務実績	「メタバース空間内で出展企業 75 社以上かつ参加者 100 人以上の規模の合同企業説明会や展示会を企画運営した実績を有する者」を 1 名以上配置することとされているが、共同事業体（コンソーシアム）として参加する場合、当該実務実績は構成員のいずれか一者が有していれば要件を満たすという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。
28	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること (2) 実施体制の構築 ①	「企業ブース等を再現したメタバース空間や AR 等のコンテンツの制作に関するノウハウや知見を有すること」とあるが、AR（拡張現実）コンテンツの制作は本業務における必須の履行内容か。 それとも、実施体制として当該ノウハウ・知見を有することが望ましい旨の要件であり、AR コンテンツの実制作自体は本業務の対象外という理解でよいのか。	当該記載は、AR 等の関連コンテンツの制作に関するノウハウや知見を有していることが望ましいという趣旨であり、AR コンテンツの実制作自体を本業務の必須対象とするものではありません。
29	R8. 7. 23	基本仕様書 別紙 7 合同企業説明会の当日運営に関すること (1) 運営体制	「出展企業及び参加者向けの電話サポートやメタバース空間内でのサポートスタッフ、コンシェルジュ等を配置すること」とあるが、電話サポートについて想定される対応時間帯（開催日当日のみか、事前受付・事前公開の期間を含むか）の目安をご	当該項目は開催当日のサポートを求めるもののため、電話サポートの対応時間帯は開催当日のみで差し支えありません。 また、問い合わせ対応の手段については、メール、チャット

			教示いただきたい。 また、電話に加え、又はこれに代えて、メール及びチャット等による問い合わせ対応を行う運用でもよいか。	等でも問題ありませんが、開催当日については電話によるサポートを必須とします。
30	R8.7.23	基本仕様書 6 委託者の役割 (3) 参加企業の募集・決定	出展企業の募集、決定はどのような基準で決定するのか。 また、出展企業の規模はどの程度以上か。	出展企業の募集、決定の基準、企業規模についてはお答えできません。
31	R8.7.23	基本仕様書 6 委託者の役割 (3) 参加企業の募集・決定	出展企業の選定に提案者が関与できるか。	提案者が出展企業の選定に関与することはできません。
32	R8.7.23	基本仕様書 別紙 4 出展企業のサポートに関すること (1) 出展企業のサポート	出展企業に対するサポートは無制限での対応となると負担がかかるため、一定の回数までと制限することは可能か。	出展企業に対するサポートについて、回数の制限をかけることはできません。 出展企業からの要望に応じて、適切に対応してください。
33	R8.7.23	基本仕様書 別紙 4 出展企業のサポートに関すること (1) 出展企業のサポート	メタバースに対する知見が乏しい出展企業に対しては、追加料金を徴収してサポートすることは可能か。	出展企業に対して追加料金を徴収することはできません。
34	R8.7.23	企画提案書 4 業務に係る事業費積算内訳	金額の骨子としては、以下の4つでよいか。 1 メタバース構築費用 2 出展企業・参加者サポート費用 3 周知用資料作成、広告費用 4 当日、事後運営費用	金額の内訳については、提案内容に応じて、提案者において適切に整理のうえ、自由に記載してください。 なお、仕様書に記載の業務内容を踏まえ、必要な費用を漏れなく計上してください。